

令和3年度から6年度月形町競争入札参加資格中間審査における留意点

1 納税証明書(滞納がないことの証明)(以下いずれも写し可)

(1) 法人税又は申告所得税及び復興特別所得税と消費税及び地方消費税
税務署の発行するもので、申請時3ヶ月以内に発行されたものとします。

- ・法人の場合: 国税通則法施行規則別紙第9号様式その3の3
- ・個人の場合: 国税通則法施行規則別紙第9号様式その3の2

(2) 道税(事業税) ※都府県の場合はそれに類するもの。

課税対象となる申請者及び受任者が所在する都道府県の納税証明書(納税が無い場合は、滞納が無いことの証明できるもの)で、申請時3ヶ月以内に発行されたものとします。

※登記と実際に所在する住所が異なる場合は、登記上の住所の納税証明書を提出してください。

- ・法人の場合: 審査基準日直前のもの
- ・個人の場合: 令和3年度に賦課された課税分

(3) 市町村税(市町村民税) ※東京都特別区はそれに類するもの。

課税対象となる申請者及び受任者が所在する市町村民税証明書(滞納が無いことの証明できるもの)で、申請時3ヶ月以内に発行されたものとします。

なお、申請者の本社が月形町内に所在する場合は、令和2年度の定時受付時に同意書(月形町町税等の滞納者に対する行政サービスなどの制限措置に関する条例施行規則第6条に定める同意書)を提出していただいているため、今回の提出は不要です。

- ・法人の場合: 審査基準日直前のもの
- ・個人の場合: 令和3年度に賦課された代表者の納税証明書

2 資格の有効期限について

令和3年度より、競争入札参加資格の有効期限を2年から4年(令和3年4月1日～令和7年3月31日)に延長しました。

※これに伴い、次回の定時受付を令和6年度の冬期頃に行う予定です。